

令和6年12月からの豪雪により被害に遭われた農業者の皆様へ

農業用ハウス等の復旧を支援します

【令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業】

令和6年12月からの豪雪により、被害を受けた農業用ハウス等の復旧に要する費用の一部を補助します。

補助対象

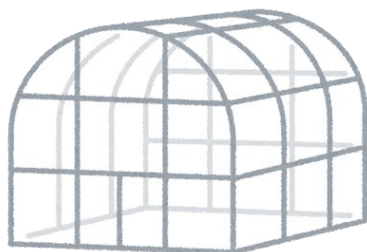
農業用ハウス等の再建(撤去含む)・修繕に要する経費

- 撤去は再建の場合のみ対象です。
- 既に復旧済みのハウス、着工済みのハウスなども対象です。

補助率

補助対象経費の1/2以内

〔例〕事業費100万円の場合



補助金50万円	自己負担50万円
---------	----------



※共済金額は例です

補助金50万円	共済金40万円	自己負担10万円
---------	---------	----------

自己負担10万円 ↑

園芸施設共済加入者は
さらに負担が軽減

採択要件

- 令和6年12月からの豪雪による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた農業者等であること
- 農業生産に係る農業用ハウス等であること
- 被災した農業用ハウス等と同程度で再建すること
- 復旧後は園芸施設共済等に通年加入し、処分制限期間は加入を継続すること

申請手続の流れ

申請締切：**令和7年7月2日（水）（厳守）**

提出先：役場農林水産課（塔ノ沢山1-94（コミュニティセンター2階））

申請に関する相談

- ・居住地の市町村に相談し、必要な書類等を確認しましょう。

申請（必要書類の提出）

- ・市町村に必要な書類等を添えて事業申請を行います。

ハウス等の復旧を実施

- ・市町村から交付決定を受けてから、実際に再建や修繕を実施します。
（既に復旧済みの場合は次へ）

補助金の請求／交付

- ・復旧が完了したら、領収書等を添付し、補助金を請求します。

～ まずは御確認ください。 ～

● 申請窓口はお住まいの市町村です。

- ・事業活用に当たって、まずは御相談ください。



● 申請に必要な書類があります。

- ・被害状況が分かる写真
- ・復旧に係る見積書（3者）・納品書・請求書・領収書など経費が分かる書類
- ・園芸施設共済の加入状況や支払額が分かる証券や領収書 など



お問合せ先



東北町役場 農林水産課（電話：0176-56-4384）

または

青森県農林水産部農産園芸課 野菜・花き振興グループ
（電話：017-722-1111（内線：5078・5079））

